

〈第1 改正保育制度の施行実態〉

平成18年10月、教育と保育を一体的に提供する『認定こども園』が発足することになっています。この総合施設は利用者との自由契約と、事業者間の競争原理に委ねることから、市場的機動力と経営能力が事業体としての保育所に求められます。ただ、出発に先立って保育所は、各種の規制緩和、民営化、一般財源化など運営ないし経営手段の発動機をレベル以下に抑えられています。従って規制改革によって生じた負の部分の明らかなし、競争でハンデとなるものは除去し、克服しなければなりません。

ここでは、都道府県知事による『こども園』認定との関連で、貴園所在の市町村全域における制度改革の作業状況について、お伺いします。

I 認定こども園制度

1 平成18年10月、保育所の存立基盤に深く関わる「認定こども園」制度が、施行されることについてお尋ねします。

1-1 保育制度関連の重要事項として、知事部局より関係文書が送付されましたか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 関係文書が送付されてきた | 2 市町村経由で文書が廻ってきた |
| 3 文書は送付されてこない | 4 その他 () |

1-2 こども園の4類型

こども園が4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）からなる制度であることについて、該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1 よく知っていた | 2 一応知っていた | 3 全く知らなかった |
| 4 その他 () | | |

1-3 認定制度

こども園として、知事が認定する制度であることについて、該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1 よく知っていた | 2 一応知っていた | 3 全く知らなかった |
| 4 その他 () | | |

2 こども園に関する認定制度の運用についてお尋ねします。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 受付が始まっている | 2 準備中と聞いている | 3 情報もなく不明である |
| 4 その他 () | | |

2-1 行政説明

知事部局からこども園と認定制度について、どのような行政説明がなされましたか。該当するもの

の番号一つに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 認定要件の審査と適用 | 2 幼保連携型への勧奨 |
| 3 認可外施設の地方裁量型への移行勧告 | 4 説明会などは行われていない |
| 5 わからない | 6 その他 () |

2-2 認定の仕組み

あなたの県のこども園の適格認定の仕組みについて、該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 認定申請には、特に制限はない
- 2 認可された保育所、幼稚園は、自動的に施設類型Ⅰ（幼稚園型）、施設類型Ⅱ（保育所型）に振り分けられている
- 3 地元市町村の推薦制による
- 4 地域別、類型別ならびに配置数など、枠があり制限されている（→2-2-1へ）
- 5 まだわからない
- 6 その他 ()

2-2-1 制限的な枠付けをした理由について、該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 総合施設化の要望が強い市部への配慮
- 2 地方自治体に課せられる財政負担の軽減
- 3 財政の効率化と施設の適正配置を進めるため
- 4 その他 ()

3 こども園が3歳以上児に対する幼児教育の実施（学校教育法第78条の目標達成としての5領域を内容とする教育課程による保育）を要件として設定することについて、次のような印象を受けましたか。該当するものの番号に○をつけてください。（複数回答可）

- 1 養護と教育が一体のものであるべき乳幼児保育を、分解することに抵抗を感じる
- 2 保育内容を、教育課程として編成する幼児教育には、違和感がある
- 3 保育所を福祉組織から、教育組織に移転させる政策意図が働いていると思われる
- 4 その他 ()

3-1 保育所保育指針

保育所保育指針のねらいと内容としての就学前教育を保育計画とする、指導計画と実施体制が施設要件を満たすかという審査への対応について、どのように考えますか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 就学前教育として、系統化した内容の保育実績を、保育所は持っている と確信している
- 2 保育所は、3歳以上児の保育には系統性を持たせた内容として、再編・強化する必要があると認識している
- 3 就学前教育としての系統性の視点から、検討が求められると判断している

4 その他 ()

3-2 幼稚園教育要領

幼稚園教育要領を保育内容として、教育課程に編成した指導計画と実施体制が備わっているかの審査に対し、どのように考えますか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 保育所保育指針のねらいと内容で、対応できているものと自信を持っている
- 2 指摘によっては、保育計画と指導計画を修整し、適合させる意思を持っている
- 3 幼稚園教育要領に基づく保育内容に、全面的に組み替えることもいとわないつもりである
- 4 幼稚園教育要領については勉強不足であり、詳しい事がわからない
- 5 その他 ()

4 こども園が施設類型とともに、保護者に対する子育て支援事業（こども園子育て支援事業）の提供体制を認定要件とした方針への評価について、該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 家庭に焦点をあわせて、特化したサービスを総合的に供給できることになり、効果的だと考えられる
- 2 これまでの子育て支援を、地域、企業など基盤の改造、層化を進める次世代育成支援対策の段階にあるものを、矮小化する危険性も指摘される
- 3 子どもが成長・発達を遂げる生活の場という視点が、失われる問題をはらんでいる
- 4 その他 ()

4-1 自己評定

これまで保育所が関与し、担うべきだとされた子育て支援の課題について、貴園の事業性が解決・効果を上げた度合いとして段階評価（5点）すればどう評定されるか、それぞれ該当するものに○をつけてください。

	〈評価が〉低い					高い
1 働く母親の就労支援	1	2	3	4	5	
2 女性の仕事と子育て支援の両立支援	1	2	3	4	5	
3 地域の子育て支援	1	2	3	4	5	
4 子どもの発達支援	1	2	3	4	5	

II 規制改革・民間開放

5 公立保育所の民営化

公立保育所の民営化は、社会的な動向として避けられない方向性といえます。このことについてお尋ねします。

5-1 貴園のある市町村の実態はどうか。該当するもの一つに○をつけて下さい。

- 1 すでにかなり移行している
- 2 一部移行している

⑥ 民営化と、児童福祉としての保育所運営には関係がない。

- 1 そう思う 2 ややそう思う 3 あまりそう思わない
4 まったくそう思わない 5 わからない 6 その他 ()

6 公立保育所を民営化する場合に必要と考えられるプロセスについて、該当するもの3つ以内に○をつけてください。また、ご意見があれば () 内にお書きください。

- 1 保護者への周知徹底。十分な広報と説明を行い、理解したことを確認してから実施する
(自由記述/意見の基となっている事例や実態など)
- 2 保育士の交代を最低限に抑える
(自由記述/意見の基となっている事例や実態など)
- 3 保育内容の急激な変化を避ける
(自由記述/意見の基となっている事例や実態など)
- 4 新しい運営母体の理念や長所をはっきりと示す
(自由記述/意見の基となっている事例や実態など)
- 5 特に必要ない
(自由記述/意見の基となっている事例や実態など)
- 6 その他
()

7 保育所の情報開示に関して貴園のある地域の実態についてお尋ねします。

7-1 認可保育所の入所定員、施設の状況、保育方針の情報を、市町村を通じて開示していくことについて、貴園のある地域における進行状況はどうか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 すでにかなり実施されている 2 一部実施されている
3 あまり実施されていない 4 まったく実施されていない
5 わからない 6 その他 ()

7-2 保育所の情報開示に関して貴園のある地域の実態を見てどのように考えておられますか。該当するもの一つに○をつけてください。また、ご意見があれば () 内にお書きください。

- 1 賛成 2 条件付で賛成 3 あまり賛成できない
4 反対 5 わからない 6 その他 ()
(自由記述/意見の基となっている事例や実態など)

8 保育所の第三者評価

8-1 貴園のある地域における、第三者評価受審の進行状況はどうか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 すでにかなり受審している 2 一部受審している 3 あまり受審していない
4 まったく受審していない 5 わからない 6 その他 ()

〈第2 保育所の運営管理実態〉

V 保育所再編成

1 1 「認定こども園法」が成立し、保護者との直接的利用契約と自由競争が導入されることなどから、保育所保育の独自性、保育所固有の機能と形態に基づくサービス提供がこれまで以上に強く求められます。そこで貴園の所在する市町村の状況についてお尋ねします。

1 1 - 1 保育所の統廃合について該当するもの一つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 すでに統廃合が行われた | 2 統廃合が行われることが確定している |
| 3 統廃合の計画が進められている | 4 今のところ計画はない |
| 5 わからない | 6 その他 () |

1 1 - 2 新規参入の状況

社会福祉法人以外の経営主体による認可保育所が最近設置されましたか。該当するもの一つに○をつけてください。

- | |
|------------------------------------|
| 1 社会福祉法人以外の経営主体による認可保育所の設置が計画されている |
| 2 今のところ計画はない |
| 3 わからない |
| 4 その他 () |

1 1 - 3 公立保育所の民営化について該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1 指定管理者による民営化が行われた | 2 指定管理者による民営化が計画されている |
| 3 社会福祉法人へ移管された | 4 社会福祉法人へ移管される計画がある |
| 5 学校法人へ移管された | 6 学校法人へ移管される計画がある |
| 7 その他の経営主体に移管された (経営主体:) | |
| 8 その他の経営主体に移管される計画がある (経営主体:) | |
| 9 移管ではなくて委託された (経営主体:) | |
| 1 0 今のところ民営化の計画はない | |
| 1 1 わからない | |
| 1 2 その他 () | |

(以下の「VI 交付金化の影響(設問1 2)」は民営保育所のみお答えください)

VI 交付金化の影響

1 2 三位一体改革にともないこれまで国庫補助事業であった特別保育事業の多くが、次世代育成支援交付金として組み替えられました。財源との関係や地方の裁量が高くなったことにより今までの事業に影響を及ぼすことが考えられます。

12-1 補助事業への影響について該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 今まで実施してきた事業が打ち切られた
- 2 事業予算が減額された
- 3 補助対象や補助内容が今までの基準よりも厳しくなった
- 4 今までどおりに継続されている
- 5 その他の事業に再編成され継続
- 6 その他 ()

12-2 交付金の種別

貴園で実施している交付金対象事業について該当する事業に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 つどいの広場事業 | 2 育児支援家庭訪問事業 |
| 3 乳幼児健康支援一時預かり事業 | 4 延長保育促進事業 |
| 5 食育等推進事業 | 6 育児支援家庭訪問事業 |
| 7 子育て短期支援事業 | 8 保育所地域活動事業 (→12-2-1へ) |
| 9 その他(事業内容) | |

12-2-1 実施している保育所地域活動事業の内容に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 世代間交流等事業 | 2 異年齢児交流事業 |
| 3 育児講座・育児と仕事両立支援事業 | 4 小学校低学年児童受け入れ |
| 5 その他(事業内容) | |

Ⅶ 規制緩和施策の受け入れ

13 待機児童の解消策の一つとして様々な規制(児童福祉施設としての最低基準を維持するための縛りの筈でしたが)を緩める傾向になっています。その事が貴園にどのような影響を及ぼしているかについてお尋ねします。

13-1 定員の弾力的運用

貴園の在籍児童数(18年9月1日現在)について該当するもの一つに○をつけてください。

- | | | |
|---------|-------------|-----------|
| 1 定員どおり | 2 定員を上回っている | 3 定員に満たない |
|---------|-------------|-----------|

13-2 定員の弾力的運用は貴園の保育にどのような影響がありましたか。該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 地域の要望に応えやすくなった
- 2 園舎が手狭になっている
- 3 定員以上に入所しているので会計上ゆとりがある
- 4 クラスの人数が増えたため保育がやりにくい
- 5 地域内の保育園間で園児の獲得競争がみられるようになった

6 その他 ()

14 短時間保育士の採用

14-1 貴園では短時間保育士を採用していますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 採用している (→14-1-1、14-1-2へ)
- 2 採用していない

14-1-1 短時間保育士を採用したのはどのような理由からですか。(複数回答可)

- 1 常勤の希望者がいないため
- 2 人件費の支出を抑えるため
- 3 常勤保育士の勤務条件をよくするため
- 4 1日の保育時間帯の中で必要な時に適切な保育士数を配置したいので
- 5 その他 ()

14-1-2 短時間保育士の採用で貴園の運営に変化がありましたか。(複数回答可)

- 1 特に影響はない
- 2 保育に活気が出てきた
- 3 人件費が節約できる
- 4 職員の勤務条件に余裕が出来た
- 5 保育士間の連携がとりにくく保育に支障をきたしている
- 6 短時間保育士の採用で常勤保育士の勤務条件がきつくなっている
- 7 その他 ()

15 園庭としての使用地

保育所を設置の際、園庭としての土地の確保が難しい場合、隣接地に公園もしくは神社・仏閣などの庭があれば可とされていました。ところが近頃では規制緩和のため、分園などにおいては「近隣」に園庭に代わる場所があればよい、ということになっています。

15-1 貴園の園庭はどのようになっていますか。該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 園舎と同一敷地内に専用の園庭がある
- 2 隣接・近隣の公園(または神社・寺院・公有地の広場等)を園庭として利用
- 3 園舎と同一敷地内に専用の園庭があるが、広さが不十分である
- 4 その他 ()

15-2 乳幼児にとって園庭とはどのようなものであるとお考えですか。(複数回答可)

- 1 乳幼児の生活や遊びにとって園庭は必要欠くべからざるものである
- 2 隣接・近隣の公園(または神社・寺院・公有地の広場等)を園庭としての利用は、遊具や庭全体の安全管理が難しい
- 3 乳幼児の生活や遊びに支障をきたすような規制緩和はするべきではない

4 その他 ()

16 調理業務の委託についてお尋ねします。保育所の機能の中に家庭に代わる部分が増えつつあります。こうした傾向は今後も増していくように考えられますが、一方では調理業務の委託も可能となっています。

16-1 貴園では給食の業務を委託していますか。該当するもの一つに○をつけてください。

1 委託している (→16-1-1) 2 委託していない (→16-2へ)

16-1-1 どのような方法で行っていますか。一つに○をつけてください。

1 調理済みの物を搬入 2 調理室を業者に使用させている
3 調理員を人材派遣会社等に委託 4 その他 ()

16-2 今後、給食業務を委託する予定はありますか。一つに○をつけてください。

1 今後検討の予定
2 食育の点からも委託はまったく考えていない
3 将来は調理員の人材派遣会社委託を考えたい
4 その他 ()

VIII 機能強化

17 地域子育て支援センターの併設

17-1 貴園では、地域子育て支援センターを併設・運営していますか。

1 はい (→17-1-1、17-1-2へ) 2 いいえ (→17-1-3へ)

17-1-1 方式-区分はどのようになっていますか。(複数回答可)

1 国の事業に基づいて実施 2 県の事業に基づいて実施
3 市の事業に基づいて実施 4 貴園独自による実施

17-1-2 運営上の困難性・課題についてご自由にお書きください。

()

17-1-3 併設・運営していない理由は何ですか。(複数回答可)

1 地域にニーズがない 2 財源不足 3 人材不足
4 市町村の補助が認められない 5 その他 ()

(以下の「設問18」は民間保育所のみお答えください)

18 児童福祉施設併設型民間児童館等について

